大学が事件当事者となっている知財訴訟

○生田 容景(山口大学 知的財産センター)

1. はじめに

大学が知財活動に取り組む目的は社会貢献と知財教育(2002年の知的財産立国政策以降)。 大学は教育・研究機関であり、原則、知的財産を業として実施(製造販売等)する機関ではない(私立大学等を除く)。

大学(特に国・公立大学法人)にとって知財訴訟は、積極的に活用する手段ではなく、回避 したいリスクではないだろうか(活用"手段" < 回避"リスク")。

知的財産に関する訴訟は、毎年 250 件程度ある(例えば R3 新受件数は、審決取消訴訟 165 件、民事事件 103 件) $^{1)}$ 。それらの中には大学が事件当事者となっている知財訴訟はどのようなものが、どのくらいあるのか。特に、国・公立大学法人が原告となっている知財訴訟はあるのか。本発表ではこれらについての調査・分析した結果を報告する。

2. 調査概要

裁判例検索(https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)を用いて調査を行った。

検索対象:知的財産裁判例集

検索キーワード:大学

検索日 2022 年 10 月 5 日時点で 978 件ヒットがあった。

この中から、原告(控訴人)又は被告(被控訴人)に「大学」(国立大学法人,公立大学法人、国立大学法人化前の「国」,等)又は「学校法人」が含まれているもの 42 件を抽出した。そして、42 件の中には同一案件の控訴審の原審が 6 件含まれており,重複の観点からそれらを除いた 36 件を分析対象とすることとした。

3. 結果

事件の受理年が最も古いのは平成 12 年、最も新しいのは令和 2 年であった。 年別受理件数は平均 2 件程度であった。

事件種別では、審決取消訴訟が最も多く 17 件, 次いで差止請求 7 件, 損害賠償請求 5 件, 確認請求 4 件, その他 3 件であった(図 1)。

審決取消請求を除く差止請求等の民事 事件だけを取り上げると、学校法人が事 件当事者となっているのは8件、国・公 立大学法人が事件当事者となっているの は11件であった。

そして、国・公立大学法人が事件当事 者となっている事件のうち、被告案件は 9件、原告案件は2件あった。

国・公立大学法人の原告案件の一つは 不正競争行為差止請求事件(大学名称に 関して)、もう一つは先願たる地位の不存 在確認等請求事件(共同研究成果の発明 者認定等について)であった。

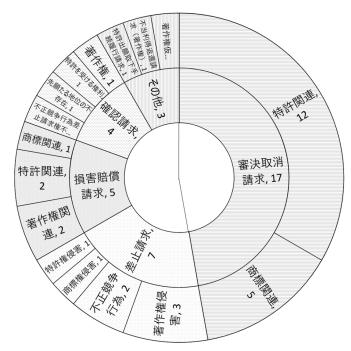


図1事件種別件数

4. さいごに

国・公立大学法人の原告案件 2 件は、どちらも事件概要からは積極的な活用"手段" というよりは、やむを得なく提起したものと考えられる。回避したい"リスク"の観点からは、被告案件を含め引き続き精査・検討する。

1) 知的財産高等裁判所 HP(https://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html, 2022 年 10 月 26 日アクセス)

=== === === メモ欄 === === === ===